

1. 事業方針

野田市社会福祉協議会では、「ふれあいと支えあい、福祉の心豊かなまちづくり」を基本理念として、地域社会全体で問題解決に取り組み、市民が自立し安心して暮らせる心豊かな福祉社会の実現を目指しています。

27年4月から認知症高齢者や障がい者等の判断能力が十分でない方に日常生活を支援するための日常生活自立支援事業を、また、28年度からは、法人後見事業による要支援者の自立支援と権利擁護を推進し、要支援者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を過ごすことができるよう支援いたします。

また、学童保育所受託事業の拡大、日常生活自立支援事業及び法人後見事業等の業務量増加に伴い、職員体制の強化を図ります。

なお、事業を推進するためには、財源確保は非常に重要であり、会員会費、共同募金等の一層の啓発等の協力要請に努めるとともに、事務経費の削減、職員の資質向上を図るための人材育成など、経営を充実していくことが必要です。

地域福祉活動の推進については、これまでの計画の取組を評価し、事業の課題を示した、「野田市地域福祉活動計画（第2次改訂版）」を平成28年3月に策定したところです。今後は、社会情勢の変化や地域のニーズ等を注視しながら、当協議会の果たすべき地域福祉の役割を進めていきます。

「野田市地域福祉活動計画(第2次改定版)」に即した取り組み

- (1) 住民参加による地域福祉活動の推進
 - (2) 地域ケアシステムの確立
 - (3) 社会福祉協議会の活動基盤の強化
- を柱として地域福祉活動の推進に取り組みます。

(重点事業項目)

- (1) 地区社会福祉協議会の活動強化
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 在宅福祉サービスの推進強化
- (5) 地域福祉支援活動の充実強化
- (6) 組織及び事業・財政基盤の強化

平成28年度 事業実施計画

事業項目	目 的	主 な 実 施 事 項
1 地区社協活動の推進	(1) 地区社協の活動強化を推進する (2) 市民の地区社協活動への理解を高め、参加を促進する (3) 地区社協同士及び関係団体等とのつながりを深め連携強化する	①地区社協連絡会の開催 ②地区社協ボランティアスタッフ懇談会の開催 ③情報提供の充実
2 ボランティアセンターの運営	(1) ボランティアセンターの役割や機能についての啓発活動の強化を図る (2) ボランティア活動に参加できる環境や機会づくりを促進する (3) ボランティア活動者や団体及び受け入れ先との連携とフォローの強化を図る (4) ボランティア情報の積極的な収集に努める	①社協ホームページや「ボランティア通信」ツイッター等、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用や情報提供の強化 ②各種ボランティア講座等の実施 ③ボランティア活動場所の発掘と情報収集の強化 ④介護支援ボランティアポイント事業（受託）
3 福祉教育の推進	(1) 児童や生徒の社会福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育むために学校や地域との連携を強化し、福祉意識の高揚を図る (2) 学校からの福祉学習に対する相談を積極的に受け入れ、関係福祉団体との連携を強化し福祉活動を推進する	①福祉教育に関する相談窓口の強化 ②福祉団体との連携強化
4 在宅福祉サービスの推進強化	(1) 児童、母子・父子福祉事業の推進を図る ・受託事業の効率的な運営 ・自主事業の積極的な取り組み	①育児支援家庭訪問事業（受託事業） ②学童保育所運営事業（受託事業） ③児童館休日管理事業（受託事業） ④ファミリー・サポート・センター運営事業（受託事業） ⑤チャイルドシート貸出事業

事業項目	目的	主な実施事項
4 在宅福祉サービスの推進強化	(2) 高齢者、障がい者及び児童等の在宅福祉サービス事業の強化を図る ・受託事業の効率的な運営 ・自主事業の積極的な取り組み	①車いす貸出事業 ②車いす対応軽自動車(たんぽぽ)貸出事業 ③福祉カー(ゆうあい号)貸出事業(受託事業) ④身体障がい者教習用自動車管理運営事業(受託事業) ⑤総合福祉会館管理運営事業(受託事業) ⑥関宿福祉センター「やすらぎの郷」管理運営事業(受託事業)
	(3) 介護保険事業の運営及び体制強化 ・市民の福祉ニーズに応じた質の高いサービスの提供に努める ・居宅介護支援事業者や地域包括支援センターと連携を強化し、介護保険事業者としての体制強化を図る	①サービス提供体制の強化 ②効率的な事業運営 ③研修体制の充実強化 ④関係機関との連携強化
	(4) 障がい福祉サービス事業(同行援護事業)の実施 ・障害者総合支援法同行援護事業を実施し、視覚障がい者の福祉の向上を図る	①サービス提供体制の強化 ②研修体制の充実強化 ③関係機関との連携強化
	(5) 相談事業の充実強化 ・心配ごと相談所における総合相談や援助活動を推進するため、適切な助言と指導を実施し、生活支援活動の体制整備を図る	①相談体制の機能強化
	5 野田市成年後見支援センターの運営(新規) ※平成29年1月開始予定	(1) 福祉サービス利用援助事業の実施。 ・福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の利用促進を図り、高齢者や障がい者の生活を支援する

事業項目	目的	主な実施事項
5 野田市成年後見支援センターの運営（新規） ※ 平成29年1月開始予定	(2) 市民後見人の養成。 ・登録後見支援員を対象に研修を実施し、後見支援員としてのスキルアップを図る	①市民後見人養成講座（スキルアップ研修）開催事業（受託事業）
	(3) 法人後見事業及び成年後見制度に関する相談支援の実施（新規） ・法人後見事業及び成年後見制度に関する相談支援を実施し、権利擁護体制の充実を図る	①法人後見事業の開始に向けた準備 ※平成29年1月開始予定 ②職員体制の強化 ③関係機関との連携強化 ④広報啓発活動の実施
6 地域福祉支援活動の充実強化	(1) 障害者総合支援法地域生活支援事業の円滑な運営を図る	①盲人ガイドヘルパー派遣事業（受託事業） ②手話通訳者派遣事業（受託事業） ③要約筆記者派遣事業（受託事業） ④手話奉仕員養成講座事業（受託事業） ⑤障がい者パソコン講習会開催事業（受託事業） ⑥移動入浴サービス事業（受託事業） ⑦点字・声の広報等発行事業（受託事業） ⑧要約筆記講習会開催事業（受託事業） ⑨障がい者用選挙広報作成及び配付業務委託事業（受託事業）
	(2) 斎場売店事業の運営 ・市民の利便性の確保と精神障がい者の社会参加を図る	①効率的な運営の促進 ②支援体制の強化 ③関係機関との連携強化

事業項目	目的	主な実施事項
6 地域福祉支援活動の充実強化	(3) 要援護者（世帯）への支援 ・資金貸付事業の実施により、低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯等の経済的自立と安定した生活の維持、世帯更生を図る ・資金貸付事業に係る相談体制を強化する	①自立更生への相談・指導援助の強化 ②借受世帯の現状把握及び償還の促進 ③関係機関等との連携強化 ④研修会への参加及び研修会の実施
7 組織及び事業・財政基盤の強化	(1) 財政基盤の強化と事業の推進を図る	①会員の加入促進 ②自主財源確保の促進 ③福祉団体の事業活動に対する助成
	(2) 市民の利便性と自主財源の確保を図る	①自動販売機等の設置 ②自動販売機等の管理 ③入れ歯リサイクルボックスの設置
	(3) 広報啓発活動の推進 ・ 広報紙の発行等により福祉情報の伝達と福祉意識の高揚を図る	①「社福のだ」の発行及び内容の充実 ②ホームページの充実強化 ③SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用
	(4) 共同募金運動への協力 ・ 共同募金運動の趣旨を踏まえ、要援護者への支援及び在宅福祉活動の強化を図る	①共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）運動への協力 ②ひとり暮らし高齢者世帯エアコン・クリーニングサービスの実施（歳末たすけあい配分事業・新規） ③共同募金配分事業の見直し
	(5) 事務局体制の強化（新） ・ 適正な人員配置計画に基づき、職員体制を強化する。 ・ 関係法令を遵守し、適切に対応できる組織づくりの構築する	①コンプライアンスの遵守 ②適正な人員の配置

